

- ・水防活動は原則として複数人で行う（水門等操作を含む）。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団等へ周知し、共有しなければならない
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。

など、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第2章 水 防 組 織

第1節 富山県の水防組織

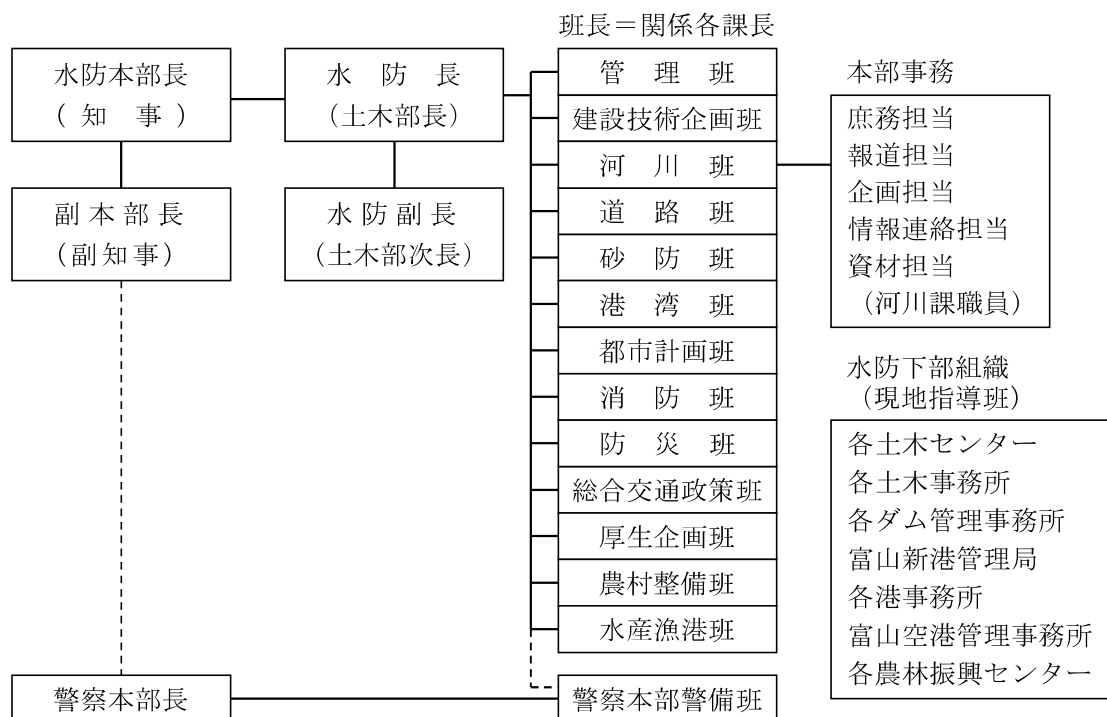
1 水防本部の設置

富山県内における水防を統括するために富山県水防本部（以下「水防本部」という。）を置くものとし、本部長には富山県知事をもって充て、本部事務は富山県土木部河川課が行う。

なお、水防本部は、富山県災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合されるものである。

2 水防本部の組織

(1) 水防本部組織



(各班の任務)

水防本部各班は、気象状況に十分注意し、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

班	任 務
管理班	・ 部内の連絡調整に関する事項
建設技術企画班	・ 被害状況の取りまとめに関する事項 ・ 各班相互の協力、応援に関する事項
河川班	・ 水防活動の総括に関する事項 ・ 雨量、水位等観測資料の収集連絡に関する事項 ・ 水防警報等の受発報に関する事項 ・ 水防無線に関する事項 ・ 河川海岸施設の水防に関する事項 ・ 管理ダム、建設ダム等の水防に関する事項
道路班	・ 水防時における交通規制、交通情報の収集、連絡に関する事項 ・ 道路施設の水防に関する事項
砂防班	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等の水防に関する事項 ・ 土砂災害警戒情報の発表に関する事項 ・ 土砂災害緊急情報の通知等に関する事項
港湾班	・ 港湾区域の潮位、風向風速、波高の資料の収集、連絡に関する事項 ・ 災害輸送用船舶の確保に関する事項 ・ 港湾施設の水防に関する事項
都市計画班	・ 都市公園及び下水道施設の水防に関する事項
消防班	・ 消防機関に対する応援の指示に関する事項 ・ 消防の水害防御の連絡調整に関する事項
防災班	・ 気象情報に関する事項 ・ 消防の水害防御の連絡調整に関する事項
総合交通政策班	・ 空港の水防に関する事項
厚生企画班	・ 水防時の災害救助に関する事項
農村整備班	・ 農業用施設の水防に関する事項
水産漁港班	・ 漁港施設の水防に関する事項
警察本部警備班	・ 水防時の災害警備に関する事項

(2) 水防下部組織

水防本部の下部組織として、各土木センター・土木事務所、各ダム管理事務所、富山新港管理局、各港事務所、富山空港管理事務所、各農林振興センターによる現地指導班を置くものとし、各水防下部組織においては水防本部に準じて水防体制を編成するとともに、事務分担を定めるものとする。

なお、土木センター・土木事務所、農林振興センターの所管区域は、**参考－１**のとおりである。

第2節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、富山県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画において定めるものとする。また、区域の水防を十分に果たすため、水防団等を組織するものとする。（水防管理団体及びその水防区域等は、**附表－1**のとおりである。）

なお、指定水防管理団体の水防団員の基準は、指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例（昭和24年富山県条例第42号）により、概ね次の標準による。ただし、水防管理者が水防実施に支障ないと認める場合は、その標準以下に減ずることを妨げない。

- ・水防上特に重要と認められる箇所については、その延長10メートルにつき1人
- ・その他の箇所については、その延長50メートルにつき1人

第3節 大規模氾濫減災協議会

都道府県知事が組織する大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして取組を推進するものとする。

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

富山県内の水防箇所のうちで、洪水等が公益上に及ぼす影響の特に大なる箇所を、重要水防箇所に指定する。その箇所は、**附表－2**のとおりとする。

第4章 水防施設

第1節 水防設備・資機材の整備

富山県は、水防管理団体の備蓄資器材が不足するような緊急の場合に際し、応急支援するための資器材を備蓄するものとする。

水防管理者は、累年の洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資器材を常に整備するものとする。また、資材の確保のため、重要水防箇所近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農業従事者、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えるものとする。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充するものとする。

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、国土交通省の応急復旧用資器材又は富山県の備蓄資器材を国土交通省関係事務所長又は土木センター（事務所）所長の承認を受けて使用することができる。国土交通省関係事務所長及び土木センター（事務所）所長は、予備鍵の貸与等についてあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

なお、毎年次表に掲げる日を水防倉庫の調査日と定め、資器材の点検を実施し、その状況を所管の土木センター・土木事務所を経由して、水防本部に報告しなければならない。